

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和元年 7 月 2 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和 2 年 3 月 10 日付けで山形県知事から通知があった。

令和 2 年 3 月 24 日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (対象施設等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
中小企業振興課 (山形県産業創造支援センター)	<p>(管理業務に係る事業報告書で報告すべき内容の明確化について)</p> <p>平成 29 年度事業報告書の創業支援に関する記載のうち、相談延べ件数について、指定管理者が有する企業相談情報データベースの相談件数の実績と一致していない。</p> <p>県は、事業報告書の報告件数について、正しい件数が報告されるよう指定管理者に対して、報告すべき件数の考え方を明確に示す必要がある。</p>	<p>指定管理者に対し、事業報告書に記載すべき創業支援に関する相談延べ件数は、相談を受けた場所（企業振興公社、産業創造支援センター）に関わらず、創業支援業務として支援した全ての件数とするよう口頭で指導した。また、令和元年 7 月に実施した四半期ごとの指定管理者との意見交換時に、指定管理者の報告様式に作成時の注意事項として明記して示し、令和元年度分の業務報告について、正しい件数で報告されていることを確認した。</p>